

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成27年2月17日開催）

付議事案名：（仮称）国立市まちづくり条例策定の中間報告について

提案課 都市整備部都市計画課

議事要旨公開・時限非公開の別

- 決裁後公開します (をチェックした場合、その理由)
 (庁議で集約)後公開します

1. 付議事案の概要

（付議目的）

（仮称）国立市まちづくり条例の中間報告の内容について、全庁的な合意形成を図るため付議するものである。

（経過及び現状）

- 平成26年2月28日から平成27年1月28日 庁内検討委員会を開催（全9回）
- 平成26年8月29日から平成26年9月26日 アドバイザー会議開催（全2回）

（具体的な措置）

（仮称）国立市まちづくり条例の取り組み内容を庁議で確認した後、平成27年第一回定例会建設環境委員会で報告する。平成27年4月からは広く市民へ周知するとともに意見等を募集し、庁内検討委員会とアドバイザー会議を開催しながら条例を組み立てていく。

2. 集約

基本的に原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【質疑等】

- 今後、本条例に合致したものでなければ、特定行政庁は建築確認申請を受け付けないということになるのか
条例を制定したとしても、効力としては、要綱の時と変わらないため、そのような取扱いは難しいと考える。
- 本条例が制定されれば、国立市開発行為等指導要綱は廃止になるのか
廃止になる。
- 事前調整制度の調整会はまちづくり審議会の下に位置づけられるのか
そのとおりである。
- 行政罰等の検討はどうか
開発事業に係る手続きの実効性確保のための手段として、多摩26市の状況も踏まえ、「罰金」と「公表」を検討したが、罰金を科す場合は警察との協議に時間がかかり過ぎてしまうことや、金額面において抑制力となりにくいこと等から、公表により実効性を確保していきたいと考えている。
- 公表等する場合はどのような時か
所定の手続きをせずに着工した場合等である。
- 所定の手続きはとったが、高さが基準値を超えている場合は公表等するのか
あくまでも基準値であるので、公表等は難しい。
- 実効性確保のため、厳格に取り組んでいる自治体の運用状況等を調べて教えてほしい
了解した。